

「不利益処分」基準等公開票（条例又は規則）

不利益処分名	入館の制限		
根拠条例等・条項	堺市立みはら歴史博物館条例第17条		
所 管 課	文化観光局 歴史遺産活用部 博物館 学芸課		
処 分 基 準	<p>・設 定 • 設定できない • 基準を公開できない</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設利用者及び使用者の安全と健全な利用にふさわしい施設環境の保持、施設（公有財産）の保全を図るため、これらの妨げとなる者の入館を制限する。 ・この処分は次に掲げる条例及び規則のいずれかに該当する者に対して行う。 <p>[堺市立みはら歴史博物館条例第17条（入館の制限）]</p> <p>委員会は、次の各号のいずれかに該当する者については、博物館への入館を拒否し、又は退館を命ずることができる。</p> <p>(1) 他人に危害を及ぼし、又は他人の迷惑となる物品若しくは動物の類を携行する者 (2) 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあると認められる者 (3) 暴力団の利益になり、又はなるおそれがあると認められる者 (4) 前3号に掲げる者のほか、博物館の管理上支障があると認められる者</p> <p>本条に基づき管理運営規則第5条（入館者の遵守事項）、第21条（使用者の遵守事項）の各号、及びその他これに類するものを定めている。次のいずれかに該当するものに適用する。</p> <p>(1) 暴力、火煙物、爆発物、凶器の類の持ち込み、騒音、放歌、罵声等を発するなど、他の利用者の安全や利用の妨げ若しくは迷惑になる行為。 動物類については盲導犬及びこれに類するものを除く。</p> <p>(2) 不当な手段・方法での利益追求、淫らな行為や性風俗、暴力的組織・団体等の一般的な道徳観念及び倫理観に反するものや社会的に認知されていないもの、その他違法な行為・行動の目的での施設使用</p> <p>(3) 博物館の許可なく、使用時間外の入室、休館及び閉館時の入館、立入り禁止場所への入室、特別な設備の操作等、施設・設備の管理、保安上支障がある行為を行った者、若しくは行おうとした者</p>		
聴聞・弁明の機会の付与の区分	<p>聴聞又は弁明の別</p> <hr/> <p>(聴聞又は弁明の手続を省略する場合の根拠条項等)</p>	<p>・聴 聞 • 弁 明</p> <hr/> <p>ただし、行政手続条例第13条第2項第1号に規定する「公益上、緊急に不利益処分をする必要があるため、前項に規定する意見陳述のための手続きを執ることができないとき」に該当するため、手続を省略する。</p>	
	<p>個別例規により聴聞又は弁明の手続の適用が除外される場合の根拠例規及び条項</p>		